

令和3年度 仙台市障害者施策推進協議会（第2回）議事録

1 日 時 令和3年11月4日（水曜）18：30～20：45

2 場 所 オンワード樫山仙台ビル 10階ホール

3 出 席 大坂委員，奥田委員，小野委員，小幡委員，菅野委員，熊井委員，熊谷委員，佐々木委員，柴田委員，高橋（秀）委員，寺田委員，中嶋委員，支倉委員，三浦委員，山下委員

※欠席：秋山委員，菊地委員，曾根委員，高橋（淳）委員，西尾委員

[事務局]郡市長，加藤健康福祉局長，西崎障害福祉部長，小幡障害企画課長，高橋障害者支援課長，山縣障害者総合支援センター所長，大類精神保健福祉総合センター主幹，薦森北部発達相談支援センター所長，早坂南部発達相談支援センター所長，福本青葉区障害高齢課長，天野宮城総合支所障害高齢課長，只埜宮城野区障害高齢課長，大石若林区障害高齢課長，吉田太白区障害高齢課長，加藤秋保総合支所保健福祉課長，三條泉区障害高齢課長，小西企画係長，阿部サービス管理係長，佐藤社会参加係長，吉岡地域生活支援係長，佐藤主幹兼障害保健係長，長岡主幹兼施設支援係長，高橋指導係長，近藤主任，成田主事，篠木主事，水間主事，田所主事

ほか傍聴者 1名

4 内 容

（1）開 会

（2）諮問

（3）市長挨拶

市 長 改めまして，皆様こんばんは。

本日は大変お忙しい中，令和3年度第2回の協議会にご出席いただきまして，本当にありがとうございます。

また，委員の皆様方におかれましては，常日頃から本市の障害保健福祉の施策に対して，多大なるご理解とご協力，そしてご貢献をいただいておりますこと，この場をお借りいたしまして深く感謝を申し上げます。ありがとうございます。

今し方，大坂会長に対して，仙台市障害を理由とする差別をなくし障害のある人もない人も共に暮らしやすいまちをつくる条例の見直しについて諮問させていただきました。平成28年4月に差別解消法が施行されまして，本市におきましても独自の条例を制定いたしまして，差別の解消に向けた様々な取組を進めてまいったところでございます。

このたび，6月に公布されました障害者差別解消法の改正への対応をはじめといたしまして，条例施行後の運用状況等の検証を行いまして，条例の見直しを行うこととしたものでございます。

障害のある方に対する差別解消の問題というのは，本市が推進する様々な障害者

令和3年度仙台市障害者施策推進協議会（第2回）

施策と密接に関係してまいります。ですから、障害者施策推進協議会を中心に、様々なご議論をいただかなければならないと考えているところでございます。また、条例の見直しに当たりましては、制定時と同様に障害のある方、当事者の方々からも様々なご意見を伺わなくてはならないと考えておりますし、多くの市民の皆様に関心を持っていただきながら進めていくことが重要だと思っております。幅広い市民参画の手法も含めまして、協議会としてのご意見を賜りたく存じますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

本市といたしましては、当協議会における審議や答申の内容を十分に踏まえまして条例の見直しを進めてまいりたいと考えておりますので、何とぞ委員の皆様におかれましては、忌憚のないご意見を、活発なご審議をいただきますよう心からお願いを申し上げます。私の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

（4）会長挨拶

事務局 続きまして、会長よりご挨拶をいただきたく存じます。大坂会長、よろしくお願い申し上げます。

会長 おばんでございます。

ただいま市長から諮問を受けました。今日、皆さんの手元にグリーンのファイルが配られていると思いますが、見出しの4つ目に市条例本文というところがあるのですけれども、そこをちょっとお開きいただきたいと思います。

ここの前文ですね。実は、私この条例を制定したときのメンバーでありまして、部会長としてたびたび会を開き、また深夜までいろいろ議論をしたりしてつくったものでございます。この中で、皆さんに一つだけお伝えしたいことは、この前文の3段目ですね。「わたしたちのまち仙台には」というところをご覧いただければと思うのですが、仙台市は健康都市宣言や日本で初めての身体障害者福祉モデル都市指定など、障害者の生活圏拡張運動や福祉のまちづくりの発祥地と言われているのです。この条例にもそういったマインドを生かして、今日まで一生懸命みんなで、1人でも多くの方に分かっていただくように進めてまいりました。改善に当たっても、このマインドを大切にしながら、さらに前に進むように、いろんな方に意見をいただいて、さらに21世紀にふさわしい、これからの仙台市、その中で障害ということだけではなくて、誰もが人間として当たり前に、市民として当たり前に自分らしく暮らせるようなものにしていきたいと思っております。

共にこういったことを、先輩方のつくったものをしっかりと受け継ぎながら前に進みたいと思っております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

（5）議事録署名人指名等

（1）定足数の確認

事務局より定足数の確認がなされ、会議の成立が確認された。

（2）議事録署名人指名

議事録署名人について、会長より小野委員の指名があり、承諾を得た。

（6）議事

協議事項

- （1）「仙台市障害を理由とする差別をなくし障害のある人もない人も共に暮らしやすいまちをつくる条例」の見直しについて

(2) 令和3年度仙台市障害者保健福祉計画に係る質的モニタリング（調査）の実施について

(3) 令和3年度仙台市障害者保健福祉計画に係るモニタリング（監視）の結果について

報告事項

(1) 今後の障害者福祉センター（既存事業の見直し、青葉区への新規整備）について

(2) 障害者手帳のカード形式による交付開始について

協議事項

(1) 「仙台市障害を理由とする差別をなくし障害のある人もない人も共に暮らしやすいまちをつくる条例」の見直しについて

会 長 本日の議事につきましては、仙台市障害者施策推進協議会運営要領第4条第1項に基づき公開といたします。

それでは、次第6の議事に入ります。

協議事項（1）「仙台市障害を理由とする差別をなくし障害のある人もない人も共に暮らしやすいまちをつくる条例」の見直しについて、事務局からご説明をお願いいたします。

事 務 局 障害企画課、小幡でございます。よろしくお願いいたします。

(小幡課長) 協議事項（1）「仙台市障害を理由とする差別をなくし障害のある人もない人も共に暮らしやすいまちをつくる条例」、いわゆる障害者差別解消条例の見直しにつきましてご説明申し上げます。

資料1、障害者差別解消条例の見直しについてをご覧ください。

まず1の条例の見直しを行う背景でございます。（1）の国の状況でございますが、本市の差別解消条例と同じように、平成28年4月にいわゆる障害者差別解消法が施行されました。法律では、施行後3年を経過した場合に見直しを行うことが規定されておりまして、国の障害者政策委員会における議論を踏まえ、本年6月に事業者の合理的配慮の提供の義務化などを規定しました改正法が公布されまして、3年以内に施行される予定となっております。また、現在差別解消に関する国の基本的な考え方が示された基本方針というものにつきましても改定作業が進められているところでございます。

現在の本市の状況でございます。本市では、先ほどお話しいたしましたが、平成28年4月に差別解消条例を施行いたしまして、この間差別解消、障害理解に関する様々な取組を進めてまいりました。

本日、参考資料1に条例に係る主な取組といたしまして、相談体制の整備であるとか、普及啓発、理解促進、庁内体制の整備など、分野ごとに対応をまとめておりますので、後ほどご覧いただきたいと思います。

（3）の県の状況でございます。宮城県では、本年4月に差別解消の県の条例、それから手話言語条例を施行したところでございます。

それらを含めまして、（4）の法律、県の条例、市の条例の関係性について、ここでお話しさせていただきます。

国では、法律に合わせて、地域の実情に応じた条例を施行して、地域それぞれで差別解消を推進することが望ましいと言われております。

市の条例は、現行の法律や基本方針を踏まえた内容としておりますほか、差別を分かりやすく定義するとともに、差別解消の方策、差別事件の解決の仕組みを具体的に条例で定めております。

改正法、それから県の条例と市の条例の相違点がございますけれども、大きいところでは、事業者の合理的配慮の提供につきまして、改正法並びに、県の条例では義務とされているところ、現行法を踏まえた市の条例では努力義務としている点が挙げられます。

令和3年度仙台市障害者施策推進協議会（第2回）

資料2ページをご覧ください。2番目の条例見直しの方向性でございます。

条例見直しにつきましては、今見てきたように改正法と市の条例との間で相違する点がございます。そのため、まず（1）といたしまして、法改正及び国の基本方針の改定を踏まえて条例の見直しを行うということ。具体的には、先ほど来申し上げておりますが、事業者の合理的配慮の義務化について見直しを行うことを考えております。

また、併せまして、（2）にありますとおり、市の条例の施行後5年半経過しております。その間の運用状況であるとか、取組などを検証いたしまして、そこで見出された課題なども踏まえながら必要な見直しを行いたいと考えております。

この（1）、（2）のところが、見直しの基本的な方向性ということで考えてございます。

3番の検討の進め方です。そういった条例の見直しの方向性を踏まえながら、基本的には条例制定時と同様に検討を進めていきたいと考えております。

まず、（1）にありますように、条例の見直しは本市の障害者施策と関連いたしますので、こちらの障害者施策推進協議会を中心に、議論を進めていただきたいと考えております。

検討に当たりましては、協議会に臨時委員を加えて、幅広く議論ができるようにしたいと考えております。具体的には、現在協議会に加わっていない障害種別の方、例えば聴覚障害の方であるとか発達障害の方、あるいは高次脳機能障害の方、あとは事業者の合理的配慮の義務化というところを今回議論する予定でございますので、各種事業者団体の代表の方であるとか、それから民生委員などの地域団体の方などを臨時の委員として想定してございます。

また、（2）といたしまして、本市における条例施行の状況や差別の現状把握、それから課題整理、（3）といたしまして、障害のある当事者、それからご家族、事業者等の意見を踏まえまして検討を進めていきたいと考えております。

（2）と（3）につきましては、具体的には各種団体でのヒアリングであるとか、事例収集などを行う予定としております。

さらには、（4）といたしまして、差別解消に関する市民、事業者の関心を高め、幅広い理解を得ながら進める、そういうふうにしたいと考えておりますので、ワークショップやシンポジウムなどを行うことを想定しております。

続きまして、4番の今年度の作業です。

今年度は、まず議論の前提となる現状把握、それから課題の把握、そういったところをまず進めていきたいと考えております。そこで、（1）の障害福祉団体、それから事業者団体を対象としたヒアリング、（2）の事例の収集を行いたいと考えております。この2つにつきましては、資料2、障害福祉団体、事業者へのヒアリング、事例収集による現状の把握についてのほうをご覧くださいませでしょうか。

資料2は、このヒアリング、事例収集に係るご説明になります。1の概要については今ほどご説明したとおりでございます。

2の実施内容でございますが、まず1番のヒアリングにつきましては、対象として障害福祉関係団体、商工業や不動産取引、雇用、交通など各分野の事業者団体と考えておまして、今のところ15団体程度と考えております。

実施に当たりましては、1団体のヒアリングにつきまして、臨時の委員を含みまず施策協議会の委員の皆様、1から2名程度と、それから事務局職員でヒアリングを行いまして、差別の事例であるとか、合理的配慮が得られた好事例、それから差別の考え方、取組といった条例の在り方などについて伺うことを予定しております。今後、事務局から皆様に日程調整などをさせていただくことになりますので、どうぞご協力のほどよろしくお願いいたします。

（2）の事例の収集につきましては、障害福祉関係団体、それから障害福祉サービス事業所などを通して、当事者、家族に呼びかけたり、それからホームページへの掲載、そういったことによりまして、差別事例、好事例というものを広く収集したいと考えております。

令和3年度仙台市障害者施策推進協議会（第2回）

それでは、資料1にお戻りいただけますでしょうか。

今年度の作業のうち、まだ触れておりませんでした（3）学習会の実施でございます。今後、条例改正に当たっての議論を円滑に進めるため、条例であるとか、それから改正法の概要などにつきまして、委員の皆様にご理解をいただきたいと考えております。そのため、臨時委員を加えた後で、一旦そういった条例、それから改正法の概要などを学ぶための学習会を開催したいと考えております。そちらにつきましても、内容、日程等が定まりましたら、改めましてご連絡を差し上げたいと思いますので、よろしく願いいたします。

では、資料3ページをご覧ください。今後のスケジュールでございます。

今年度につきましては、先ほどもご説明しましたとおり、まずは現状把握としてヒアリング、それから事例の収集を進めたいと考えております。令和4年度の前半で論点の整理、それから論点ごとの検討、条例改正の在り方の中間案の作成といったところまで進める予定でございます。令和4年度後半に中間案のパブリックコメントを経て答申案を作成して、令和4年12月に答申を行う予定でございます。その後、令和5年2月に行われる市議会に改正条例案を提出する予定でございます。順調にいけば、令和5年4月以降に改正条例を施行することとなります。

ただ、一方で国の基本方針の改定の議論が来年夏ぐらいにまとまる予定と今のところされております。その状況によりましては、このスケジュールも動いていく可能性もありますので、その辺りにつきましては、ご了承いただけますようよろしくお願いいたします。

こうしたスケジュールになりますことから、令和4年度の特に前半につきましては、本協議会も頻回に開催する予定としております。今後の協議会開催に当たりましては、協議時間を確保するため、条例の見直しに関する協議会と、それ以外の例年行っております計画のモニタリングなどに関する協議会、そちらを分けて行いたいと考えております。お忙しいところ恐縮ではありますが、そういった関係で回数もこなす必要がございますが、ご協力をよろしくお願いしたいと考えております。

長くなりましたが、本市の差別解消条例の見直しの説明につきまして、以上でございます。

会 長 ありがとうございます。

ただいま協議事項（1）について事務局よりご説明がございました。かなりタイトなスケジュールになっておりますが、この時期、こういうことをすることについて、臨時委員にたくさん入っていただいて、いろんな議論をできると思います。それから、いろんな実態が分かってくると思います。それが条例だけではなくて、この協議会の中にも反映できると私は思っておりますので、しっかりと進めてまいりたいと思いますので、ご協力よろしくお願いいたします。

では、前もって文書をお渡しして質問をいただくことになっておりました。協議をしたいと思いますが、まず最初に事前にご質問票をいただいております。ここについては寺田委員と山下委員からいただいておりますが、まず寺田委員、いかがでございますでしょうか。

寺田委員 仙台市社会福祉協議会の寺田でございます。質問というか、意見のようなものを3点ほど。

1つは、法律とか宮城県条例が努力義務から義務に改まるとすれば、市条例が努力義務のままというわけにはいかないんじゃないかなと思っていて、もう一つは、義務づけをするとすれば、実効性の確保のための方策も重要だなという点、もう一つは、合理的配慮に欠けて障害者の困った事例を収集して、広く周知していくことも大事なのかなと思った点でございます。

まず、条例で法律の上乗せとか横出しは可能という説明でしたが、法律のほうが義務で、市の条例が努力義務というのは、法律よりも緩く、法律の趣旨に反する条例になってしまって、地方自治法で法令に違反しない限り条例を制定できるという

規定に反する可能性が高いと私は思いますので、仙台市条例も努力義務から義務に改正せざるを得ないと思っております。事務局で、現時点で何らかのイメージがあるかどうか、あるいはほかの委員のご意見も聞いてみたいと思いました。

それから、条例上、義務づけに仮になったとして、合理的配慮に基づく整備などを促進するために、例えば国や県からの財政的助成制度が現行より拡充されるなどの情報が既にあるのでしょうか。このような措置もないまま義務づけだけでも、結果的には合理的配慮の実施に伴う過重な負担だから実施できないと逃げられる可能性もあると思いますので、この合理的配慮に基づく行動を推進するためにどんな措置ができるのか、その実効性の確保のための視点に基づいた方策というか、そういう内容が重要なところだと思います。

3番目は、ちょっと各論ですけれども、具体的事例がこの間テレビで放映されたので、新型コロナに感染した全盲の方が自宅療養になって、パルスオキシメーターが配付されて、毎日数値を電話で報告するよう指示を受けたということが報道されました。全盲の方なので、メーターが読めるはずもなく、同居していた配偶者の方も同様に全盲の方だったので、やむを得ずメーターを読み取ってもらうために娘さんに来てもらったら、娘さんも感染してしまって大変申し訳ない思いをしてつらかったという報道がございました。なかなか感染拡大で保健所とか、医療機関も忙しくて大変な時期だったかもしれませんが、明らかに配慮に欠けた行為だなと思ったところです。

このような状況であっても適切な対応が難しい案件なのか、例えばメーターを読み取って、音声で読み上げてくれる機械があるのであれば、それを貸すとか、入院が難しいのであれば、せめて看護師等が常駐するホテルなどの宿泊療養施設に入ってもらえるなどの配慮があればよかったですのかなと思ったところです。

今回、コロナの関係で本市ではこういった事例はないといいなと思っております、あったかどうか、もしお分かりになったら教えていただきたいということと、こういったなかなか配慮に欠けていて、障害者が困った事例を収集して、広く周知するというのも大事なのかなと思った次第ですので、お話をさせていただきました。ちょっと長くなりましたが、以上でございます。

会 長 ありがとうございます。ただいま3点、寺田委員から意見をいただきました。事務局、回答いただけますでしょうか。

事 務 局 障害企画課小幡です。

(小幡課長) まず、1点目につきましては、法律では事業者の合理的配慮が義務化されているのにもかかわらず、市の条例が努力義務になっているので、それはおかしいのではないかと、その部分改正せざるを得ないのではないかとのご意見でした。

やはり、法律、条例、改正法ですけれども、そちらと本市の条例が競合しているというところでして、法律のほうがより厳しい規制になっているというところがございます。そうしたときには、当然のことながら法律のほうが優先して適用されますので、法律に反した条例を定めることができないということからも、市の条例の事業者の合理的配慮の努力義務という規定につきましては、改正法との関係では無意味な規定になっていますので、そうした改正法に合わせた条例の改正も必要になってくるかと考えております。

それから、2つ目の条例上のそうした事業者の合理的配慮が義務づけされた場合に、実効性の確保ということでどういったものが考えられるのかとか、あとは財政の助成的なところがあるのかというところではございましたが、現在のところ、まだ国とか県から、そうした法律改正が行われたからといって、そうした義務づけに関する何かしらの支援ができるような財政的な補助があるのかどうか、そういったところについての情報というのはまだございません。

一方、宮城県は今年4月から条例を施行しまして、事業者の合理的配慮の徹底について義務としておりますので、宮城県で県内の事業所を対象としまして、この合

令和3年度仙台市障害者施策推進協議会（第2回）

理的配慮のための環境整備に要する補助というものを行っております。本日、皆様に配付しました緑色のファイル、そちらの中にリーフレットをつづっておりますので、また後ほどご覧いただければと思います。

事業者に合理的配慮を義務にするということになりますと、やはりその実効性の担保というところについて、何らか検討を進めていく必要があるかなと考えておりました、こちらの協議会での見直しの在り方の協議の結果を踏まえながら、そうした必要性についても今後検討してまいりたいと考えております。

それから、3点目の個別事例のお話でございました。コロナで自宅療養になった全盲の方が、パルスオキシメーターが読めないというような、配慮がないのではないかというお話でございましたが、事前にご質問いただいておりますので保健所に確認させていただきまして、本市ではそのような事例は発生していないということが確認されました。また、もしそうした、例えば今あったような全盲の方が、パルスオキシメーターが読めない、そうしたときにどうするんだという部分につきましては、そうした事例が発生しないというか、読めなくてどうにもならないというような事態が発生しないように、個別の事例としてその都度対応していくことを担当者からは確認しておりました。

また、合理的配慮の事例であるとか、差別が起こって当事者が困った事例の収集といったところ、それを広く周知すべきというようなご意見でしたが、今回先ほどご説明させていただきまして事例の収集につきましては、収集した後でホームページでの公表とか、それから何らかの形で募集した事例の公開について検討してまいりたいと考えております。やはり実際の事例も、市民であるとか事業者の皆様知ってもらって、ではどういうふうに対応したらいいんだとか、こういうことで困っているんだなというようなところを広く理解していただきたいと考えておりますので、収集した後の対応につきましては、何らかの形の公表ということを考えてまいりたいと考えております。以上です。

会 長 寺田委員、よろしいでしょうか。はい、どうぞ。

寺田委員 お話いただいた県の助成制度のお話は、新しく条例を改正した後に出てきた助成なのか、前からある助成なのか、あるいは前からある助成の、例えば補助率が少し上がったとか、そういった拡充分があるのかどうか、もしお分かりでしたら教えてください。

事務局
(小幡課長) 障害企画課小幡です。
県につきましては、県の条例が施行されたのが今年4月ということにして、新しくできた制度のもとに、そこで県のほうでは事業者の合理的配慮が義務づけされたということもありましたので、新たにそうした補助制度というものができたというものでございます。

会 長 よろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。
それでは、続きまして山下委員、お願いしたいのですが。

山下委員 シャロームの会の山下と申します。よろしくお願いたします。
私からは、資料2について、資料2の2、実施内容について事前意見を出させていただいたのですが、先ほど事務局のご説明を聞いていて、私の意見の前段階として、私のほうでまだ理解ができていない部分もあるなと思ったので、ちょっと質問も含めて意見をお話しさせていただきたいのですが、資料2の実施内容の(1)のヒアリングと(2)の事例の収集というのは、対象と方法が具体的にどんなふうに違うのか、もう一度ご説明していただくことはできませんでしょうか。

会 長 では、事務局、まずそこからお願いします。

事務局
(小幡課長)

障害企画課小幡です。

まず、ヒアリングにつきましては、対象としての障害福祉関係団体、それから事業者のほうですね。どうしても事業者の合理的配慮の義務化ということを考えますと、そちらの方々のご意見も聞いていきたいというところがありますので、例えば商工団体であるとか、それからアパートの契約関係などで差別だというご相談を受けたりもしますので、そうした不動産取引の関係団体、加えて雇用の関係とか、あとは交通の関係、そういったこれまで多く相談が寄せられているような団体につきまして、改めてお話を聞いていきたいと考えておまして、内容としましては、もちろんそうした団体の中で差別の事例であるとか、あとは合理的配慮の好事例の話、そうしたところも聞いていきたいと考えておりますし、その上でそれぞれの団体として、条例の在り方、例えば合理的配慮について、どういうふうにすべきであるとか、あとは合理的配慮の義務化がなされるのであれば、こんなことを市に望むとか、そういったようなお話も聞いていきたいと考えておりますし、差別を解消するための取組として、実際にこんな相談体制があったら、より相談しやすいのにあるとか、あるいは市民に理解を求めるために普及啓発をしてほしいとか、そういったようなご意見を団体には聞いていきたいと考えております。

それがヒアリングになりまして、もう一つの事例の収集というところにつきましては、もっと広く、こんな事例があったというようなことを、市民の皆様、それから当事者の皆様に呼びかけまして、事例ということで集めていきたいと考えております。そうした困ったこと、うれしかったことの対応が事例として集まってきて、それを公表することで、障害のある方がどんなことに困っているのかであるとか、どんなふうに対応されると、より暮らしやすくなるのかというようなことが、市民の皆様、事業者の皆様に分かってもらえるような、そうした事例の収集を進めていければと考えております。以上です。

会長

山下委員、よろしいでしょうか。

山下委員

ありがとうございます。

ヒアリングの障害福祉関係団体というのは、当事者よりもその団体の職員が中心という考え方ですか。

事務局
(小幡課長)

障害企画課小幡です。

そうしたヒアリングにつきましてはの対象、当事者よりも団体とかになるのかということですが、やはり今言ったような観点から団体に聞いていきたい。もちろん障害福祉関係団体というところで、当事者団体も含めて検討していきたいと考えております。

山下委員

ありがとうございます。

障害当事者団体にも話を聞いていきたいというお話だったので安心したというか、やっぱり当事者の声とか家族の声というものを、ぜひ聞いていただきたいなと思っておまして、私も精神障害の当事者団体の仙台スピーカーズビューローに所属したり、障害理解サポーター養成講座の講師を、いろんな障害のある方と一緒にやらせていただいたりしているので、当事者の声というのでもぜひ聞いていただきたいなと思っております。

そして、この事例の収集というところで、事例はヒアリングではなく、何か決まった様式で書いていただくとか、どんなふう収集していくのかなど。その辺り聞かせていただけたらありがたいです。

事務局
(小幡課長)

障害企画課小幡です。

事例の収集につきましては、ある一定の様式でお書きいただくなりと考えておまして、例えばホームページでそういった様式を公開しまして、広く募集するとい

令和3年度仙台市障害者施策推進協議会（第2回）

うこと。それから、広く募集しただけでは、なかなか集まってこないという部分もございますので、障害当事者の団体であるとか、障害福祉サービス事業所であるとか、そういったところに展開しまして、実際に当事者であるとか、家族の方に呼びかけをしていただいて事例を収集することを考えております。

会 長 よろしいでしょうか。

山下委員 はい、ありがとうございます。ぜひ工夫をしていただいて、私もできる工夫があったら一緒に考えさせていただきたいと思います。ありがとうございました。

会 長 ありがとうございます。

今、山下委員がおっしゃられたことはとても大切なところで、普段遠慮していたり我慢している人、それから我々が全く認識していない方や、そういった方の意見が聞けるいい機会ですので、できるだけ、委員はたくさんいるわけですから、臨時委員も入れるわけですから、いろんな形で広く意見聴取ができるといいなと思います。それから事例出していただくについても、基本形はつくるにしても、いろんなご事情でその形式ができない人もいらっしゃるの、重要なことは、事例を我々がしっかりと受け止めるということが重要ですから、そういった形でそこを大切にしながら、余り厳密にこのとおりに出していただかないと困るんですよみたいなことには絶対ならないようにしながら進めていくことができればと思っておりますので、そこは確認をして、皆様とも共有しておきたいと思っております。よろしく願いいたします。

では、ほかに、ここからは挙手でご意見いただきたいと思いますが、皆様いかがでしょうか。はい、お願いします。

小野委員 特定非営利活動法人 Switch の小野です。

今までのご意見、ありがとうございました。あと、事務局の方、前回の意見を踏まえて、今回の論点の紙を用意してくださっていてありがとうございました。とてもよく分かりやすいなと思いました。ありがとうございます。

今の話の流れを受けて、私もちょっと加えての質問というか、提案なのですけれども、これはすぐに実現が難しいのかなと思いつつも、資料2の今の事例の収集の具体的な方法のところなのですが、参考資料1、この条例をどういふうに意見を聞いていって、変えていくかということのいろんな意見の収集の体制や啓発の方法なんかも書いてくださっているのですけれども、この中にSNSを使ったような意見収集がないことがちょっと気になります。

前回、ヒアリングに行かせていただいたときも、非常に意識が高い方々に対応していただいて、しっかり自分の意見を言うてくださるなということにすごく感動もしましたし、すごく貴重な場で勉強になったと思いました。一方で差別という意識がない人とか、ちょっと困ったことをつぶやくとか、そういったものの中に表されることも結構あるのかなと思うのですけれども、そういったものが例えばこういう仙台の地域の中で日常的に起こっているもので、何かよかったことも、大変だったこととかも、嫌だなと思ったこととかも、結構今の時代だとつぶやきという形で表れてくるのかなと思っています。その対応をどうするかと考えるとなかなか進まないのですけれども、大事なのはやっぱりそういうことが今の時間の中に起きていて、こういうことがもしかしたら差別とか、実情ではどうなのですかという質問も、情報になるのかなと思っています。どうしてもメールとか、こういう事例をくださいという形で意見を収集すると、今会長もおっしゃったように、かなりしっかり書かなきゃなという気持ちが結構高くて、そこまで整理できない方の意見とか、自分が気づいていない、障害差別と気づいていないけれどもというところの意見、拾えない声というのがあっていいのかなと思いました。それが1つです。

あと、前回実は私ヒアリングに行かせてもらって、大変勉強になるというのを、

今前段で申し上げたのですけれども、そのときに、障害団体の方は何人か来てくださったんです。そういう設定だったと思うのですけれども、私聴覚の団体の方の話を伺ったときには4人ぐらい来ていただきましたし、発達障害の方のときも3人ぐらい来ていただきました。ただ、事業者の方とお話ししたときには1団体と私と行政の方という感じでした。その2つの差の中で、どこのお話もすばらしかったのですけれども、やっぱり複数でお話をしていくと、話したかったこと以上にお互いの対話が深まって行って、そうだよねとか、そういえばという感じで話が展開されたように思います。ですので、事業者については1団体とのヒアリングという形式にはなっていると思うのですが、多分その事業者の方も正直2つぐらい、2事業所ぐらいいると、何となく会話形式になって、あっ、そうなんだ、そんなことあったんだ、就労移行だけでも本当にたくさんの方がいたり、それぞれのサービスもすごく数があつたりすると思うので、1団体だけというよりは、可能であれば、本来いろんな意見を聞いてということ考えると、複数の団体と同時に話ができると、より現状把握という面ではいいのかなと思いました。以上です。

会 長

はい、ありがとうございました。

広い意味でどういうふうにご収集するかという方法のところ、SNSの利用と、それから団体のところは1団体ずつ聞くのではなくて、もう少しグループでまとめた形でというご提案でございましたが、事務局、受けて何かございますか。

事務局
(小幡課長)

障害企画課小幡です。

今、大きく2つご意見いただきまして、ありがとうございました。

まず、SNSを使った事例収集ということになりますと、今委員がおっしゃったのが、形になっていない声をSNSから拾えないかというようなご提案だったかと思えます。確かにそうしたSNSでのつぶやきとか、そういったところが、どのような声があるのかという意見、事例といいたまいますか、事例にならない事例のようなものを拾う可能性もあるのではないかと思いますし、確かに事例としてかちっと応募してくるというのは、なかなか難しい方というのもしらるかと思えます。そうしたところで有効なものになってくるかなと思えますが、一方で例えばSNSのツイッターとか、そういうものと、その方がどこに住んでいらっしゃるのか分からないとか、あと実際に具体性がどうなのかというようなところもあろうかと思えますので、今いただいたご意見も踏まえまして、実際にそうしたところから拾うことができるのかどうかというのは、ちょっと検討してまいりたいと考えております。

また、ヒアリングの際に複数の団体であるとか、複数の事業者、あとそのほか複数の当事者の方というような形で、複数組み合わせることによって何かしらいろいろな気づきが深まるのではないかとご意見だったかと思えますが、例えば事業者といいたましても、事業者団体という形になると、なかなか例えば商工団体、一つ大きいものがあるという形になるので、なかなかそれを組み合わせるとするのは難しいと思うのですが、例えば事業所というようなところでいったときに、複数の組合せがあると、確かに意見がいろいろ出たりということはあろうかと思えます。そうしたところが可能なかどうかということとか、あとはどうしても短い時間でヒアリングさせていただくということになりますので、そうした団体相互の都合というのがありますので、実現できるかどうかというのがありますけれども、そこも併せてご意見として承って、実現できるかどうかというのは、こちらで検討させていただければと思います。ありがとうございます。

会 長

ありがとうございました。

後ろのほうのお話は、事業所を複数というのは、もしかすると可能になってくるのかもしれないし、できるだけ幅広くやったほうがいいのかというのは、意見を聴取するということをしていますよというのをいろんなところに呼びかけると広報にもな

令和3年度仙台市障害者施策推進協議会（第2回）

るので、そういう意味でのメリットがあるのかなと思って、お話を聞いていて思いました。ありがとうございました。

ほかにご意見ございますでしょうか。はい、お願いいたします。

菅野委員

仙台市サンホームの菅野と申します。

先ほどもいろいろ考えさせられるご意見をいただきました。私の個人的な中身になりますが、私の息子も発達障害を持ち、障害者雇用枠で勤務しております。その中でも同じ同僚の職員が心ない言葉を発したり、あるいは行動でいろいろ嫌がらせをしたりということで、現在事業所のほうで教育研修が始まっておりますが、やはり先ほどお話がありましたように、差別の解消に対する市民や事業所職員の関心を高めるといところを、一方でヒアリングと並行して進めていかなければならないものかなと思います。なかなか何が差別なのかといところが、一般の市民の方あるいは職場同僚の方もわからず、悪気がないのかもしれませんが、それが本当に傷つく結果になるということを知らないで、あるいは気づかないでやってしまっているということが多いのかなと思います。先ほどワークショップとかシンポジウムという形でやっていくというようなお話もあったのですが、ちょっとそれだけでは不十分かなと思いますので、一般の人に広く、どんなことが本当に身近な差別になるのかといところを啓発していくようなものを含めて実践していくことで、先ほどの実効性という話もございましたけれども、教育啓発にもつながるのかなと思いますので、よろしく願いしたいと思います。

会 長

菅野委員、ありがとうございました。

悪気がないほうが、本当にいろいろ大変だと思うので、おっしゃるとおりのことです。今、これだけいろんな方法が使える時代になったので、臨時委員も含めて、みんなで知恵を絞って、もっといろいろ積極的にやれば、このことについての取組に意味があると思いますので、よろしく願いしたいと思います。ということで、事務局いいですね。

ほかにごございますでしょうか。では、柴田委員、お願いします。

柴田委員

宮城県自閉症協会の柴田と申します。よろしく願いいたします。

今、皆さんの意見を聞きながら自分で考えていたのですが、さっきの菅野委員がおっしゃった差別という言葉について、やっぱり差別といのをどう捉えるか、やられたほうが、そんなに気にしていなければ差別じゃないのか、同じことをされても嫌がったものが差別なのか、その辺がちょっと曖昧で難しいかなという気がしました。

それから、県では義務で、仙台市では努力義務といことの意味がありましたけれども、具体的に義務の場合はどういうもので、努力義務だとどの辺までいいのかといのは、そういうことといのは言葉だけでは分かりにくいと思うんですね。私自身もどこまでなのかなといところがちょっとクエスチョンで、こんなに基本的なことをお伺いしていいのかなと思いつつ、それを聞きたいなと思いました。

会 長

とても大切なことだと思います。義務と努力義務、基本的にどうなのかといのを説明していただけますか。

事務局
(小幡課長)

障害企画課小幡です。

今の県の条例で、事業者の合理的配慮の提供が義務になった、仙台市では努力義務だよといところで、では義務と努力義務でどんな違いがあるのだろうといところでは、

実際のところなのですけれども、実は県の条例も市の条例も、特にそこでの義務をしなかったからといって罰則があるわけではないのですね。そうすると、では罰則がないんだったら、義務でも努力義務でも同じじゃないかといところもござい

ますが、やはり努力義務なのか、義務なのかというところで、その部分での例えば事業者であるとか、市民の皆さんへのメッセージの強さというのはちょっと違ってくるのかなと私どものほうで考えておりました、実質のところ、合理的配慮の提供というのは、過度な負担のない範囲で申出のあったときに提供するという内容になっておりますので、やはりそこで義務だろうが、努力義務だろうが、過度な負担がない範囲でというフィルターがどうしてもかかってしまうところがあります。そういった中で、義務と努力義務がどう違うんだとなると、やはりそうした提供というのは当たり前のようにやらなければいけないんだよというところのメッセージがより強く表されているのが義務というところなのかと考えておりました、そうしたところからも市民の皆さん、事業者の皆さんにきちんとそういった合理的配慮の提供というものが、障害のある方にとって、それは特別なサービスということではなくて、私たちと同じよう生活するために当たり前に必要なものなんだよということをごだけ分かってもらえるか、そうしたところの受け取りをより強く持つてもらえるかどうかというところが、含意が違うのかなと考えております。法律でも義務とされておりますので、私どもでもそういった形で改正を進めていきたいと考えておりますが、そうすると市の条例ができて5年半、今まで努力義務としていたところも義務とすることになれば、それだけ障害のある方に暮らしやすいまちに、より近づいてもらえるのではないのかなという期待を込めて、そうしたあり方というのを提案していただければなと考えております。

ちょっと曖昧な説明にはなりましたが、以上になります。

会 長

ありがとうございました。

すみません、小幡先生、義務と努力義務の説明についてよろしく願います。

小幡委員

仙台弁護士会の小幡と申します。

努力義務と義務の違いは何か、ということですが、努力義務というのは、こういうことをやりましょうと、しなければならないと、規定上はするものの、罰則ですとかペナルティーがないというのが通常かと思えます。義務規定というのは、何らかの罰則ですとかペナルティーを設けることができる。その義務に反した行為をしたときには、一定のペナルティーがありますよ、というのが通常かと思えます。

県の条例を見ますと、罰則などは特に規定されていないようです。そうすると、どのようなペナルティーがあるのか。例えば、県の条例によれば、差別禁止というものの中に、必要な措置を講じるよう勧告を求められることができるとなっている。そして、そのような勧告に従わなかったときに公表できると書かれている。これは一定のペナルティーかと思えます。市の条例でも同様なものがありそうですね。

会 長

市もあります。調整委員会の委員長なので、どうしても勧告に従ってもらえないときは公表しますよという形になります。それがペナルティー。

小幡委員

そうすると、現在の市の条例は努力義務になっていると思えますので、今後、義務とした場合に、そのまま良いのか、もう少し強いペナルティーを検討するのか、ということもあり得るかと思えます。努力義務と義務とでは、通常は義務の方が強いので、それに違反したときに何らか科される罰則ですとかペナルティーがあると考えるのが通常かなと思えます。以上です。

会 長

はい、ありがとうございました。

またこのことについても、少しみんなで考えていければなと、思っております。

私の私見ですが、義務というのはそのことについてしっかり取り組むことを、まずプロセスとして、サービスのことについてそれぞれの事業者が合理的配慮、そういう点について取り組んでもらう。前は改善していくというほうから考えていたんだけど、今は逆のほうから考えて、ゴールが決まっています、そこから、そこ

にたどり着くためには、今何ができるかということをしてもらうことが、多分合理的配慮だと思うのです。差別をなくしていくためには、今何ができるかということを取り組んでいただくことが合理的配慮だと思うので、時間かけて直していただくねというのが、これまでの努力義務だったけれども、義務になれば、差別をなくすために今できること、それぞれの事業所、個人がどう取り組めますかというところが問われることかなと思っておりました。こういうことも含めて、いろいろ皆さんで議論できればと思います。

ほかにどなたかご意見ございますでしょうか。こういう形でこれからも進めたいと思います。

では、次に移りたいと思いますが、またこのところで何か思い出したことがあれば、どうぞご発言いただければと思います。

協議事項

(2) 令和3年度仙台市障害者保健福祉計画に係る質的モニタリング（調査）の実施について

会 長 続きます、(2) 令和3年度仙台市障害者保健福祉計画に係る質的モニタリング（調査）の実施について、事務局からご説明をお願いいたします。

事務局 事務局、障害企画課、小幡でございます。

(小幡課長) 協議事項の(2) 令和3年度仙台市障害者施策推進協議会における質的モニタリング調査の実施につきまして、ご説明申し上げます。

資料3、質的モニタリング調査（案）をご覧ください。

こちらにつきましては、条例の見直しとはまた別の話でして、通常の障害者保健福祉計画のモニタリングの話ということになります。

こちらの質的モニタリング調査の目的になります。こちらの質的モニタリングは、仙台市障害者保健福祉計画等に係る監視等実施方針に基づき実施するものとなっております。数値だけでは把握しきれない本市の障害者保健福祉施策の現状、それから課題というところにつきまして、ヒアリングを行いまして把握して、今後の改善等を図るために行うものでございます。

そのため、2の調査内容にあります調査を行うこととしております。

まず、(1)の調査対象者でございますが、まずは①として障害当事者、障害当事者の家族。②としまして、障害福祉サービス事業所、それから運営法人など。③としてその他の障害関連団体。④としまして市民というところを対象としまして、今のところ20団体程度に実施することを想定しております。

2の調査項目の概要でございますけれども、障害者保健福祉計画の施策体系ごとに分類しまして、それに見合った質問をしていくというものでございます。例えば、こちらの資料にあります1番の共生社会の実現に向けた障害理解の促進と権利擁護の推進という施策体系がございます。こちらの上の理解促進・差別解消の項目につきましては、調査対象者④ということで市民の方、ここでは障害理解研修の受講団体の方などを想定しておりますけれども、そうした市民の方に対しまして、一番右側の質問内容の概要のところがございます。例えば障害者差別解消条例の認知度というところについてとか、あとは差別解消に向けた取組についてなど、そういったことについて質問する、そうした内容と調査項目はまとめてございます。

施策体系のそれぞれの項目に係る調査対象者、それから質問内容につきましては、現在事務局で素案を作成しておりますので、後日各委員の皆様には具体的な質問項目に関する意見照会をさせていただきたいと考えております。そうした意見に基づきまして、質問項目を修正し、項目として確定するというような予定にしておりますので、ご協力よろしくお願いいたします。

資料につきましては、2ページ目も表になっておりましたので、3ページにお進みください。

令和3年度仙台市障害者施策推進協議会（第2回）

（3）調査方法でございます。調査の流れといたしましては、まず①としまして、調査票を使用して郵送による調査をまず行います。その調査票に回答していただきましたら、②としてその調査内容の回答内容に基づきまして、新たな質問項目の追加が必要か検討する。その上で、③の対面でのヒアリングの実施とさせていただきたいと考えております。ヒアリングに当たりましては、これまた委員の皆様から、1、2名程度、それから事務局の職員2名程度のグループを編成しましてヒアリングを行うこととさせていただきたいと考えております。ただ、現状、コロナの感染状況というものもございますので、その状況によりましては対面でのヒアリングが難しいと判断された場合には電話であるとか、オンラインであるとか、そうした形でのヒアリングとなる場合がございますので、あらかじめご了承くださいと思います。

次に、3番のスケジュールになります。

11月中旬ぐらいまでに委員の皆様への調査項目の意見照会、それから修正といった作業を行いまして、11月下旬に調査票を対象者に発送する予定としております。年内にその調査票につきまして回答をいただくこととしておりまして、改めて訪問日程の調整などを行いましたら、年明けの1月から2月にかけてヒアリングを実施したいと考えております。そして、そのヒアリングの結果につきましては、3月に開催する予定の協議会でご報告させていただければと考えてございます。

以上、質的モニタリングの実施内容につきましてご説明しましたが、先ほどの条例の見直しの際にも、その条例の見直しに当たってのヒアリングをお願いしたいと考えておりました。ヒアリングが、質的モニタリング、条例の見直し、それぞれでございます。時期も近くなっておりまして、それぞれに委員の皆様と一緒にさせていただきたいと考えておりますが、そうした部分、ご負担になることもございますけれども、なるべく特定の方が何回も行くというようなことがないように、事務局としても調整してまいりたいと考えておりますので、何とぞご協力いただけますようよろしくお願いいたします。説明は以上でございます。

会 長

はい、ありがとうございました。

それでは、委員の皆様にご意見伺いますが、この件について山下委員からご質問いただいておりますので、最初にお話しいただければと思います。お願いします。

山下委員

シャロームの会の山下と申します。

資料3についての質問なのですが、質的モニタリング調査案の調査目的などは、今お話を伺ってある程度理解したつもりなのですが、調査対象者1の障害当事者、障害当事者の家族の調査項目が、4の生きがいにつながる就労と社会参加の充実の中で、スポーツ、レクリエーション、芸術文化というところのみの調査対象となっている理由を教えてくださいたいのですが、いかがでしょうか。

会 長

事務局、お願いいたします。

事務局
(小幡課長)

障害企画課小幡でございます。

今年度の質的モニタリングにつきましては、確かに調査対象が①の障害当事者、それから当事者の家族となっている事業が、今ご意見のありました生きがいにつながる就労、社会参加の充実、スポーツ、レクリエーション、芸術文化、その項目のみとなっておりますが、当然ですけれども、当事者の声、それからご家族の声というのは一番大事なところと私たちも考えております。

そういったところにつきまして、例えば障害福祉サービス事業所の対象となる②と書いてある部分につきましても、例えば事業所の職員などを通して、そうした当事者の声、家族の声、そうしたそれぞれの抱える課題、要望、そういったところをお聞きできればと考えておりますし、また③の障害関連団体というところでも、当事者の方からお話をお伺いできればと考えておりますので、確かに表の中では①直接

令和3年度仙台市障害者施策推進協議会（第2回）

的なところ、スポーツ、レクリエーション、芸術文化というところだけなのですが、当然のようにそのほかの番号のところについても、それぞれのところで当事者の声、家族の声というのを私たちのほうで集めていければなと考えております。以上です。

会 長 山下委員のご意見もお聞きしたいのですが、どうでしょうか。

山下委員 お話しありがとうございます。

仙台市障害福祉計画を見せていただいたときに、誰のための計画かというところで、障害のある人のための計画で、安心して暮らせるためのものかというのが書かれてあって、1人の人間として生きていくために、本当にありがたいというか、1人の人として扱われているなという意味でありたいと感じているのですけれども、障害のある人のための計画が、調査の段階になると、障害のある本人や家族というものがちょっと置き去りにされる可能性があるのかなと、この表を見たときには思いました。ただ、今ご説明いただきまして、②とか③の辺りでもしっかりと声を聞いていくということがあったので、それを信じて、よろしく願いしたいなと思いました。ありがとうございます。

会 長 山下委員、ありがとうございました。

我々も調査に行くわけですが、今の山下委員のお話をしっかり委員全員で受け止めていかなければいけないことだと思っております。山下委員もヒアリングに参加していただけたらと思うのですが、そういうときにも我々にいろいろ教えていただければと思いますし、これからもこの場でいろいろフィードバックしていただきながら、みんなで一緒に考えて理解を深めるということを進めていければというご意見だと思います。よろしく願いいたします。ありがとうございました。

では、ほかにご意見ございますでしょうか。はい、お願いいたします。

熊谷委員 熊谷でございます。

このモニタリングに関して、自分たちは会の代表で出ているのですけれども、この内容を我々が入っている会に、各事業所に流していいのですか。こういうモニタリングがありますよと。具体的なことは分からないけれども、抜粋して、始まりますよというのは流していいのですか。

事務局 障害企画課小幡でございます。

(小幡課長)

この質的なモニタリングの調査の概要、内容というだけにとどまらず、こちらの協議会での資料であるとか、あとは皆さんでご議論いただいた内容につきましては、市のホームページに公開したりとか、そういう対応はさせていただいておりますので、全てオープンなものになっております。この内容について、加盟している団体に流していいのかというところは、もちろんお流しいただいて結構ですし、または仙台市のほうでこういう取組をやっているのだということを広めていただき、逆にこの協議会にフィードバックしていただけたら、私たちとしてもありがたいところでございます。

ただ、モニタリングの対象として、どこの団体が選ばれるかというところについては、まだまだこちらで調整しているところですので、必ずしもモニタリングに来るといふようなところまでは確定できないところですので、そこはご了承いただければと思います。

会 長 熊谷委員、よろしいでしょうか。

先ほどの山下委員のお話もそうでしたけれども、計画を読んで安心したというようなことをおっしゃっていただいたのですけれども、できるだけ多くの方にいろいろなことを知っていただいたほうが、自分らしく暮らせるということに近づいていくことができると思うので、いろんな意味で当事者の方及び支援者の方について、

令和3年度仙台市障害者施策推進協議会（第2回）

いろんなことを共有していくことができたかなと思っております。よろしくお願いたします。

ほかにございますでしょうか。はい、小野委員お願いします。

小野委員 特定非営利活動法人 Switch の小野です。

今のご意見を伺っていて思ったのですけれども、私前回ヒアリングに行かせてもらって、皆さん、現場の従事者としての声を、すごく短い時間の中でたくさんくれて、2か所行ったのですけれども、どちらもまだまだもっと聞きたいという印象でした。実際にやっている事業者としてどういうふうにかこの質問を受けているかという答え方の方もいましたし、現場の方が出てきてくれたところは特にそうでした。現場としての大変さとか、負担感とかを率直に言ってくださって、それはそれでとても貴重な機会だったのですけれども、やっぱり時間が限られている以上で聞かれている中で、今の山下委員の意見なんかを考えると、質問紙のところ、これから見せてもらうと思うのですけれども、実際に利用している方やご家族から直接言われていることとか、そういう声をそのまま書いてもらうような質問項目があってもいいのかなと思いました。対面だと、どうしてもやっている自分の意見をわっと、それでも十分いろいろ分かるのですけれども、今の当事者の方の意見というところで言うと、質問を事前に作成するので、そこで工夫が入ると、よりすばらしいのかなと思います。以上です。

会長 質問紙に対する小野委員の提案でございました。当事者のところと、それから支援者のところを分けていくということについては、そのとおりだと思いますので、工夫できればと思います。よろしくお願いたします。

ほかにご意見ございますか。お願いします。

菅野委員 仙台市サンホームの菅野です。

ちょうど今日職員が河北新報の記事を持ってきてくれて、障害を持つ兄弟児で中学生の方が文章をつづったものがありまして、兄弟児もいろんな差別を受けたりとか、障害を持っている弟さんのこととかを、周りの方の見る目がということもあったり、そういう意見もありましたので、特に共生社会の1番目のところですね。実現に向けた障害理解の促進と権利擁護の推進のところは、市民ということで④にはなっておりますけれども、これから未来を担う若い世代の方たちの考えとか、その願いとかが、そういうところも聞いてみたいかなと思うのですけれども、よろしくお願したいと思います。

会長 ありがとうございます。調査対象について幅広くということだと思いますので、よろしくお願したいと思います。

ほかにご意見、ご質問ございますでしょうか。はい、お願いたします。

中嶋委員 仙台市障害者スポーツ協会の中嶋です。遅れまして、申し訳ございません。

調査対象の拡大というところで、私の思うところをちょっとお話しさせていただきます。

4番の生きがいにつながる就労と社会参加の充実というところで、移動・外出支援ということが挙げられておりますけれども、非常にスポーツを愛好するという上では、移動・外出支援というものも非常に大事な要素になってきますので、ぜひとも障害者スポーツに関わる団体等へのヒアリングというものもご検討いただければと思います。以上です。

会長 はい、ありがとうございます。調査対象について、こういうところは十分配慮していただくようにと思います。ありがとうございます。

ほかにご意見、ご質問ございますでしょうか。

なければ、前に進みたいと思います。モニタリングは、全国に先駆けて我々が始

令和3年度仙台市障害者施策推進協議会（第2回）

めたという、前委員長の発案で始めたものです。さらに充実をさせて、しっかりしたものにしていければと思いますので、皆さん、ご協力をよろしくお願いしたいと思います。

協議事項

(3) 令和3年度仙台市障害者保健福祉計画に係るモニタリング（監視）の結果について

会 長 続きます。協議事項（3）令和3年度仙台市障害者保健福祉計画に係るモニタリング（監視）の結果について、事務局からご説明をお願いいたします。

事 務 局 障害企画課、小幡でございます。

(小幡課長) 協議事項の（3）令和3年度仙台市障害者保健福祉計画に係るモニタリング（監視）の結果につきましてご説明いたします。

資料4、モニタリングの結果、横長の表がございますけれども、そちらをご覧ください。

こちらのA3横の資料、各施策の推進状況という資料につきましては、障害者保健福祉計画の施策体系に基づいた主な事業の推進状況について整理したものでございます。前回も同じような資料を見ているなと思われたかと思いますが、前回の協議会でこの枠につきまして同じ資料を使いまして、前回は昨年度のまとめと今年度の進め方、ご報告させていただきました。今回は、表の真ん中より右の辺りに網かけしているところがございます。令和3年度上半期進捗状況等というところにつきまして、その網かけの部分でご報告するというものでございます。

例えば、また先ほどと同じ例で申し上げたいのですが、1ページの最上段にある（1）理解促進・差別解消の中の障害理解サポーター事業というところを例に取らせていただきますと、前回の協議会のところで、昨年度の実績ということで、開催が13回、474人受講したということをご報告させていただいたかと思いますが、今年度につきましては、網かけの部分ですね。9月末現在で開催15回、346人受講というような実績になってございます。開催回数につきましては、昨年度はコロナの影響があったということもございまして、今年度上半期で、昨年度を上回る実績を挙げたというようなところとなっております。

その左隣にございます令和3年度の事業の進め方にもございますが、今後開催実績のない事業所とか団体とかに様々な機会を捉えて周知を図る予定としておりまして、今後、今年度後半に取組を進めてまいりたいと考えております。

時間の都合もございまして、これ以外の全ての事業についてご紹介するということはいたしませんけれども、後ほどそれぞれの事業につきましてご覧になっていただきたいと考えております。

次回、3月に予定する協議会では、この右隣、令和3年度実績見込み及び評価というところ、それからもう一つ右隣の令和4年度の施策展開の予定というところで、こちらの2枠についてご報告する予定としております。

簡単ではございますが、説明は以上でございます。

会 長 ありがとうございます。

9月までの分の報告でございますが、皆様、現場の方とか、当事者の方にとってはどういう数値等々見られるかというところがあると思います。何かご質問等ございますでしょうか。

非常事態等々が終わったので、後半戦は前半戦の部分を取り戻していただくことを強く希望しておりますので、結果として計画がしっかりと進むということがこれからのポイントかなと思って、見せていただいております。皆さんご意見ございましてでしょうか。この点についてなければ、あとまたお気づきのことがありましたら、どうぞご発言いただきたいと思いますが、前に進ませていただいてよろしいで

しょうか。

報告事項

- (1) 今後の障害者福祉センター（既存事業の見直し、青葉区への新規整備）について
- (2) 障害者手帳のカード形式による交付開始について

会 長 では、次ですが、報告事項に移りたいと思います。
今後の障害者福祉センター（既存事業の見直し、青葉区への新規整備）について、それから障害者手帳のカード形式による交付開始について、事務局からよろしくをお願いします。

事 務 局 障害者支援課の高橋です。
(高橋課長) 今後の障害者福祉センターについてです。
昨年12月の本協議会で見直しの方向性についてご報告し、ご意見を頂戴したところでした。今回はより具体的な内容をご報告したいと存じます。既存センター事業の見直しと青葉区に整備を予定しているセンターについてでございます。
1番の背景です。障害者福祉センターは、平成4年の泉センターに始まり、直近では平成19年の若林センターとなっており、1か所目の設置から20年以上が経過しているところです。
センターの位置づけですが、地域生活リハビリテーションや日中活動を確保する拠点としての機能をメインとしてきておりまして、併せて地域交流の促進や貸館の機能を担うものとしてきております。
平成18年の障害者自立支援法施行以後、民間の障害福祉サービス事業所が大きく増加したところでした。それに伴いまして、センター機能の一部を民間事業所で担えるようになったところがありまして、センターの利用実績が少なくなっているところがございます。
一方で、重症心身障害児者や医療的ケア児者を受け入れる生活介護事業所あるいは短期入所事業所は十分とは言えない状況にありまして、こうした医療的ケア児者については、医療技術の進歩や最近の新法制定といったことを背景として、将来的な受入れニーズは増加すると見通しているところです。
また、近年の障害者の範囲の拡大や多様化に伴いまして、高次脳機能障害や発達障害等のある方の受入れニーズが増大しておりますが、特に、より個別的な対応を必要とする方について、民間事業所での受入れが進んでいないところがあります。
2番、センターが今後担うべき機能です。今申し上げたような背景を踏まえまして、既存センターについては事業を見直して、新設を予定している青葉センターについては、こうした既存センターの見直し構想を踏まえまして、それぞれ担うべき機能を整理したところです。表に簡単にお示ししているものですが、例えば一番上の自立訓練、これは機能訓練と生活訓練がありまして、これまで機能訓練は身体障害のある方、生活訓練は知的障害のある方に限定していたところですが、見直し後では高次脳機能障害のある方や、発達障害のある方への対応を特に強化するところを想定しているところです。
次の生活介護については、知的障害のある方、それから重症心身障害あるいは医療的ケアの必要な方をこれまでも受け入れてきておりますが、見直し後においては、これをさらに強化するというところを想定しておりまして、新設の青葉センターにおいては重症心身障害あるいは医療的ケア対応に特化することを想定しているところです。
次の相談支援については、既存のセンターに1か所ずつ入っておりますが、新設の青葉センターにはそうした相談支援事業所を支援する位置づけである基幹相談支援センターを、現在のウエルポート内から移転の上、配置することを想定しております。

次に、短期入所と記載しておりますけれども、これについては新設の青葉センターに地域生活支援拠点として配置することを想定しており、これは現在設置しているひなたぼっこ、こちらでは重症心身障害あるいは医療的ケアへの対応が難しいことから、対応できる拠点として青葉センターへの配置を想定しているところです。

裏面をご覧ください。

3番として、既存の4センターの見直し内容を表でお示ししております。左側に現行の事業構成、それから主な対象、日々の利用定員を記載しております。右側に見直し後の事業構成、主な対象者、それから定員数をお示ししております。これは、主な利用対象を拡大するという、それから利用定員については、平成18年の新体系移行時の定員のままであったものを、利用実績なども勘案しながら、実態に見合った定員に見直すという形です。それから、対象拡大ということで、モデル事業として実施しているものについては、本実施へ移行させるということでございます。

先ほど来申し上げておりますニーズの動向ですとか、センターごとの立地、あるいは設備、人員を含めた環境面、それからモデル事業等を実施してきた経験、実績を踏まえまして、これまでのような一律の事業構成ではなくて、センターごとによれば特色を持たせるような形に見直したいと考えているところでございます。

説明は以上です。

事務局
(小幡課長)

障害企画課小幡でございます。

報告事項の2の障害者手帳のカード形式による交付についてご報告いたします。

資料6、カード形式の障害者手帳の交付についてをご覧ください。

1の概要です。平成31年4月の身体障害者福祉法施行規則等の改正によりまして、当事者の希望によりまして障害者手帳のカード形式による交付が可能となりました。本市におきましても、これまで検討を重ねまして、このたび令和4年2月からカード形式による交付を開始することといたしました。

2の対象ですが、各障害者手帳をお持ちの方、既にお持ちの方であるとか、新規交付を受けられる方のうち、カード形式の手帳の交付を希望する方が対象となります。なお、従来の紙形式の手帳とカード形式の手帳を重複して所持するということではできません。

3番目のカード形式の特徴です。大きさは縦53.98ミリメートル、横85.6ミリメートルということで、運転免許証などと同じサイズになっておりまして、財布などに入れて携帯をしやすいというところもございまして、またプラスチック製で耐久性に優れているというところ。それから、表面には、カードを傾けると透かしのように見えるのですが、コピー機などで移りにくいようにパールインキというインキがございまして、そちらで印刷を行いまして、偽造防止といったような加工を施すことにしております。

また、視覚に障害のある方への配慮ということで、ほかのカード類と区別できるように、カードの右上のところに切欠きを作っております。なお、ICチップなどのような特別な機能は特に搭載してはございません。

4番の今後のスケジュールです。来年1月より市政だよりであるとか、市のホームページで市民の皆様への周知を行いまして、2月からカード形式での手帳交付を開始する予定としております。

資料裏面をご覧ください。

参考として、3種類の障害者手帳のイメージを掲載しております。まだこれで確定ということではございませんので、ご注意ください。それぞれの手帳で必要な記載項目に違いがございまして、表面には氏名であるとか生年月日、住所、障害等級の項目であるとか、あとは顔写真など記載いたしまして、裏面には住所変更とか、有料道路の割引といった、そうした情報を記載するのに使用する予定でございます。

報告事項2につきましては、説明は以上でございます。

令和3年度仙台市障害者施策推進協議会（第2回）

- 会 長 はい、ありがとうございました。
今、報告事項1、今後の障害者福祉センター（既存事業の見直し、青葉区への新規整備）についてのご説明と、（2）障害者手帳のカード形式による交付開始についてご説明をいただきました。
- それでは、ご質問を受けたいのですが、あらかじめいただいております高橋秀信委員からのご質問がございますのでよろしくお願いします。
- 高橋委員 仙台市視覚障害者福祉協議会の高橋と申します。よろしく申し上げます。
この新設されるセンターの機能のところに、視覚障害者の、具体的に言えばマッサージルームを造っていただきたいなと思っています。このマッサージルーム構想は、小鶴新田に元気フィールドができるときに申し入れて、立ち上げようとした経緯があります。そのときは、もう途中までつくっていいよということで、スタッフも3名確保し、これでいけるよと、研修もして、術式もとりあえずこの流れでいこうと決めて、できそうだなと思ったところで仙台市からストップがかかったという経緯があります。ちゃんとした、なぜ駄目だったのかという経緯は、私はしっかりと知らないのですが、どうも設計のときに部屋そのもの、一個、一個の部屋が、マッサージという、例えばある程度の設備を有する条件をちゃんと満たしているような設計になっていないから、最終的に駄目だと言われたのですね。当初は、全くそのようなことは言われずに準備を進めていたわけです。
- 新しい仙台市の障害者関係の施設ができるたびに、我々それを要望してきたわけですが、なかなかいまだにそれが実現されずに、例えばシルバーセンターだと開いている部屋があったときも、これをマッサージルームとして使えないかという意見も上げたこともありますが、それは用途としてそのようなものは想定されていないから駄目だと言われています。ですので、今度の青葉区にできるセンターには、そのようなマッサージルームをぜひ造っていただけるようお願いいたします。
- どのような目的かということになりますが、一つは、視覚障害者の就労の場の一つ。それから、途中でやはり視覚障害者になってマッサージ師の免許を取ったとしても、すぐに職場に適応することは、なかなか中途の方のほうが難しいので、そこである程度リハビリ的な分野、あるいは技術の習得も含めた形でマッサージルームがあると、就労につながる、移行支援にもなるのではないかなと考えておりますので、ぜひご検討いただいて、マッサージルームを検討していただければと思います。よろしく申し上げます。
- 会 長 ただいま高橋委員からそういった要望が出ましたけれども、事務局のほうで何かありますでしょうか。
- 事務局 (高橋課長) 障害者支援課の高橋です。
障害者福祉センターの位置づけにつきましては、先ほども申し上げましたが、区の圏域における地域生活リハビリテーションの拠点施設でございます。そうしたことから、これまで設置してまいりましたほかの区のセンターと同様、就労の場を設置するというは考えておりません。障害のある方の一般就労につきましては、引き続き障害者就労支援センター、はたらポート仙台におきまして、就労移行支援事業所等の支援機関とも連携しながら、企業等への個別訪問による障害者雇用に向けた環境整備、それから就労を希望する方の採用のマッチング等の取組を通しまして、民間事業者への一般就労の支援を行ってまいります。以上です。
- 会 長 ありがとうございました。
高橋委員、何かありますか。
- 高橋委員 回答は分かりました。一般就労に結びつけるということ、よく分かっています。私も視覚障害者協会の会長をしておりますが、本来の職業は学校の教員ですので、

就労にも多少なりとも関わっています。視覚障害者の一般就労は非常に厳しいです。何せ実習さえもなかなかできない状況です。だからこそ、私がよく言っているように、特化したりハビリもできるし、就労に移行するための就労ができる、そこで視覚障害者に経営とかいろんなことも学ばせながら外に出て行けるようなものをつくってほしい。そのきっかけが欲しいと言っているのも、もちろん駄目だというのは分かりましたけれども、ぜひ障害者施策の中に、そのような考え方もあるということ、視覚障害者に特化したものがなければ、どんどん視覚障害者は仕事なくなり、ちょっと言っておきますと、晴眼者と視覚障害者のマッサージの差ってどのくらいあるかご存じですか。例えば、1年間の晴眼者のマッサージ師の収入って平均すると400万円だそうです。それに比べて、視覚障害者の年収は120万円です。これだけ差があるんです。つまり、それだけ、何とか治療院とかを開いたとしても患者が来ない。そして、このコロナ禍で余計にその患者さんは半分以上に減っています。そんな状況もあるので、自分の治療院じゃできなくても、このように消毒したら、実はそれを啓発したら、ちゃんと患者さんは来るようになるよと、そういう経営のことも含めて、そういう拠点となる部分が一つあるといいのではないかという考えのもとにご意見を言ったということでございますので、引き続き何かの折にご検討いただければと思います。よろしく申し上げます。

会 長 こういう意見があるということ、今高橋課長がご説明になった仕組みの中でもう少し検討してもらえるように、就労支援のためのいろんな仕組みを仙台市はつくっているというご返答だったわけですから、そういう中で一緒に協議して前に進むことができるように、就労支援センター等々と一緒に協議しながら進むことができればなと思っております。

資源というのは、役に立つためにつくっているわけで、ある意味この場ではセクト主義ではなくて、もっと広いところからみんなでいろんなことを考えていこうということなのですけれども、今のお話が切実なお話であることも事実なので、仙台市でつくっている仕組みの中で前向きに検討できるような何らかのものがあるといいのかなと思いますし、そういうための資源ですから、そういうことへのチャレンジの資源ですから、ぜひ本庁からも働きかけていただいて、前に進むことができばということでも聞かせていただきました。ありがとうございます。

ほかにこの2つについてございますでしょうか。

私は、障害者福祉センターの既存事業の見直しについては、今まで弱かったところを強化するということで評価できると思っております、特に重症心身障害の方とか、ご家族の方が安心して預けられるように、すぐは無理かもしれませんよ。希望するような、ご家族が希望するようなレベルになるかどうかは、すぐにはね。ですけれども、こういうところで特化していくというところでしっかり積み上げていくことが、今度は逆に民間にも伝えることができるようになっていくといいと思いますし、センターは専門職、多職種がおりますので、そういった人たちと一緒に、今ご苦勞なさっているご家族の皆様が少しでも安心していけるように、また民間の事業所のレベルが上がるように、一緒にやっていくためにはこういう形というのがすごくいいなと思って提案を聞かせていただいております。ありがとうございます。

ほかにこの2つの件について、何かございますでしょうか。はい、高橋委員、どうぞ。

高橋委員 すみません、引き続き仙台市視覚障害者福祉協議会の高橋です。

障害者手帳のカード化になったときに、視覚障害者のために、右上部ですかね、切欠きが出ている、それで正しい位置が分かるということだと思うのですけれども、今の障害者手帳のケースには、障害等級と名前ですか、そして番号が記載されていますが、点字ですけれども、その番号などは点字で入る予定ですか。

令和3年度仙台市障害者施策推進協議会（第2回）

会 長 カード化に伴って、今点字で提供されている情報がカードに入るかどうかというご質問ですよね。はい。

事務局
(小幡課長) 障害企画課小幡でございます。
今おっしゃった障害者手帳への点字というところなのですけれども、申し訳ございません、現在予定しておりますプラスチック製のカードのところでは、実はプラスチック製のカードにプリンターで1枚1枚印刷していくという都合上もありまして、今のところ点字は予定されておりました。

事務局
(山縣所長) 障害者総合支援センターの山縣でございます。
今現在の紙の手帳も、視覚障害者ご自身の希望により点字のシールを張っておりますので、今後カードになっても、ご本人の希望があれば、全ての情報を点字でカードに埋め込むというのは難しいのですけれども、番号とかお名前とかの部分は、今までどおりの対応をしていきたいと考えております。

会 長 高橋委員、いかがでしょうか。

高橋委員 分かりました。希望によりシールは同じように貼っていただけるということであれば、特に必要なことって番号なんですよ。番号が読み取れないと、一々それを見てもらってというのでは、今までよりも質が落ちてしまうことになりますので、ぜひカードもシールは貼付できるようにということで、改めてお願いします。引き続きいい形の提供になるようにご配慮ください。よろしくお願いします。

会 長 ありがとうございます。ちょっと安心しましたね。ありがとうございます。
ほかにご質問、ご意見等ございますでしょうか。
前に戻ってご意見いただいてもよろしいのですが、ご意見のある方いらっしゃいますでしょうか。

奥田委員 愛泉会の奥田と申します。
資料の4地域での安定した生活を支援する体制の充実（2）生活支援の重症心身障害児者に関する入浴事業についてお伺いいたします。生活介護事業所等の調査を実施した結果、最低週2回お風呂の入浴機会の確保を希望しているとの記載がありました。利用している生活介護事業所の中に特殊浴槽や職員を配置し、入浴サービスが実施できる事業を仙台市独自の補助によるサービスがあれば多くの利用者の期待に応えられるのではないかと思いますのでご検討ください。

会 長 事務局、いかがでしょうか。

事務局
(高橋課長) 障害者支援課の高橋です。
既存のサービス、例えばヘルパーの介助で入浴、あるいは訪問入浴サービスでの入浴、そういった既存のサービスでの入浴がなかなか難しいという方のために、障害者福祉センターで入浴モデル事業を実施してきているところです。これは青葉センターだけではなくて、既存のセンターで実施しております、これを来年度から本実施に移行させるというものでありますので、なかなかほかの手立てがないという方については事業の対象としてまいりたいと考えております。以上です。

会 長 できるだけ対象の幅を広げて、お風呂に入れるようにということで、希望すれば特別なことがない限りは入る方向でということだと思うので、そのためにそれぞれそろえるということのお返事だと思うのですが、いかがでしょうか。

奥田委員 分かりました。恐らくセンターだけでは、どのぐらいの人数いらっしゃるのかわかりませんが、もし通っている生活介護事業所なんかにもそういったサービス

令和3年度仙台市障害者施策推進協議会（第2回）

が少しでもあれば、もっと多くの人たちにしていただけるところがあるのかなと思っただけです。以上です。

会 長 ありがとうございます。
それでは、熊井委員、よろしくお願いします。

熊井委員 すみません、不勉強で質問するほど全体を理解できていないのですが、ちょっと話が戻って、合理的配慮の提供という最初の話で、私大学のことしか分からないのですけれども、国公立大学だと義務、ところが私立大学だと努力義務と国のほうでなっているの、そのために国公立で義務にはなっているのですけれども、例えば筆記通訳の必要な学生を受け入れたときに、そこにノートテイクをつける。そうすると結局お金が発生する。学内では受益者負担とかという呼ばれ方をして、その学生を受け入れた部局がお金を払いなさいとなって、結局最後、今はもう国公立大学って、廊下の蛍光灯を取り替えるお金さえないぐらい、国から予算が絞られてしまっているの、絞れるところがないのにお金を負担せよと言われると、結局どうなのかというと、最後はそういう学生たちを受け入れられなくなってしまおうということもあって、実際事業所に義務を課したところで、それに十分応えたいと例えば事業所が思っている、応えられない事業所もあるのだと思うので、そういう意味ではやはり国とか県とか市からの財政補助というのは、何らかの形でとても大切で必要だなと感じました。これから市でも努力義務が義務となっていくときも、先ほどのお話にあったように、実効性の担保というところでは、補助がとても大切なキーになるところなのかなと思って伺っていました。

あと、何気ない一言が差別になるということの話も伺って、ハラスメントと似ているところがあるのかなと思うのです。仙台市のハラスメントって、学生が嫌だ、悲しいとかつらいとかと思う言葉をかけるのはハラスメントなのであって、ハラスメントした側は、これがハラスメントだと思っていなくても、そこで成り立つと。差別も似たような側面があって、それに対してどう対処していくかということも、少しずつ少しずつ、なるべく多く、そういったことに関わる人たちに情報を繰り返し、繰り返し、根気よく周知し続けていく。それでも本当にわずかずしみこむようにしか変わってはいかないんだけれども、そのしみこむための努力を少しずつでも続けていかなければいけないのだなということを感じました。

あと1点だけ、小さいことで質問なのですが、最後の既存センターの見直しの内容という資料の、見直し後の定員というところを見ていて、私も全然経緯とか存じ上げないので勘違いなのかもしれないのですが、数だけ見ると定員が小さくなっているように感じたのですけれども、これは定員の縮小ということではなくて、何か青葉のほうに対象の方が行くから、市全体としては定員は同じなのか、増えるのかということなののでしょうか。よろしくお願いします。

会 長 事務局、お願いいたします。

事務局 (高橋課長) ここでお示ししている定員というのが日々利用定員でして、いわゆる登録者数というのではなくて、1日当たり何人というものです。

障害者福祉センターに通う方の中には、最初から毎日通えないとか、最初は週1日から慣れていくとか、そういう方も結構いらっしゃいますので、実際の利用実績が10人を超えるといったものではないものですから、実態に合わせて定員を設定し直すというものでございます。例えば現行の機能訓練15人となっておりますが、実際は多くても5、6人とか、そういった人数になっておりますので、そういった実績を踏まえて見直すものでございます。以上です。

会 長 ありがとうございます。
熊井委員、よろしいでしょうか。実際の利用人数をこれから絞るという話ではな

令和3年度仙台市障害者施策推進協議会（第2回）

いということですよ。ありがとうございました。
ほかにご意見、ご質問ございますでしょうか。

副会長 東北福祉大学の三浦です。

条例の見直しだけにとどまらずというか、差別解消法って、障害のある当事者の方からの申出によってという条文があるわけですよ。そこで、その意思表示をどう保障するかとか、表明がなくてもニーズの掘り起こしということをいつも私たち考えていなければいけないのかなと思っています。以上です。

（7）その他

会長 事務局にお返しする前に、最後に次第7，その他ですけれども、委員の皆様から何かございますでしょうか。
なければ、事務局にお返ししたいと思います。

（8）閉会

事務局 大坂会長，議事進行ありがとうございました。
最後に事務的な連絡を申し上げます。3点ほどございます。

1点目は、本日の議事内容に関するものです。

本日の議事録については、事務局にて案を作成のうえ、委員の皆さまにお送りいたします。これに加除修正意見をいただきまして、事務局が修正作業を行い、議事録として決定させていただきます。

なお、本日の議事内容や資料につきまして、追加のご意見・ご質問等ございましたら、机上にお配りしておりますご意見票，あるいはメールでも構いませんので、事務局までお送りくださいますようお願い申し上げます。期限についてですが、11月8日の月曜日を目安に事務局にお送りいただければと思います。様式は後ほどメールでも送付させていただきます。

2点目でございます。本日も議論いただきました質的モニタリングに係るヒアリングについてです。

近日中に具体的な質問項目等の詳細な事務局案を委員の皆様方へ送付させていただきますので、改めてご意見等をいただければと存じます。

また、今年度の質的モニタリングについても昨年度同様、対象者への文書による調査と合わせて訪問による調査も実施する予定でございます。訪問による調査を実施する際には、可能な限り委員の皆様にも可能な範囲でご参加いただきたいと思いますのでご協力の程よろしくお願いいたします。こちらにつきましては12月中旬から下旬頃に訪問調査に関する日程調整のご案内をさせていただく予定です。

3点目は、次回の協議会の日程についてでございます。次回の協議会につきましては、条例の見直しを協議事項としまして、1月下旬から2月下旬での開催を予定しております。日程が固まり次第、追って委員の皆様にはご案内をお送りさせていただきます。

事務局からの連絡は以上でございます。

それでは以上をもちまして、令和3年度第2回仙台市障害者施策推進協議会を終了とさせていただきます。

本日はお忙しい中、ご出席・ご議論いただき、ありがとうございました。

署名人 小野 彩香 